

第4回 球磨川流域治水協議会

支援事業の紹介について

令和3年3月24日

国土交通省HP「流域治水プロジェクト」のページにて**流域対策についての主な支援制度**として紹介
https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html

[YouTube](#)
[Twitter](#)
[本文へ](#)
[文字サイズ変更](#)
[標準](#)
[拡大](#)
[音声読み上げ・ルビ読み](#)
[English](#)

[ホーム](#)
[国土交通省について](#)
[報道・広報](#)
[政策・法令・予算](#)
[白書・オープンデータ](#)
[お問い合わせ・申請](#)

水管理・国土保全

[水管理・国土保全トップ](#)
[河川](#)
[ダム](#)
[砂防](#)
[海岸](#)
[水資源](#)
[下水道](#)
[防災](#)
[環境](#)
[利用](#)
[国際](#)
[情報・技術](#)

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 河川 > 流域治水プロジェクト

流域治水プロジェクト

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があります。

河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7つの水系での「緊急治水対策プロジェクト」などと同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速してまいります。

【イメージ】〇〇川流域治水プロジェクト

- ★ 将来最大(昭和XX年)と想定規模の洪水を安全に逃す
- ★ 緊急治水対策(令和XX年洪水)
- (対策メニューのイメージ)
- 河川対策
 - 堤防整備、河道掘削
 - ダム建設・再点検、洪水地監視等
- 流域対策(集水域と氾濫域)
 - 下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
 - 土地利用規制・誘導等
- ソフト対策
 - 水位計・監視カメラの設置
 - マイタイムラインの作成等

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」のとりまとめ(令和2年7月6日)を踏まえ、今後、各一級水系において、国・都道府県・市町村等との協議会を設置し、議論を進め、令和2年度末までに、流域治水プロジェクトを策定する予定です。

流域治水プロジェクトの素案として、国管理河川の対策内容等を示したものを以下に掲載いたします。今後、この素案をベースに、各水系で議論を進めてまいります。

(参考)流域対策についての主な支援制度 [対策事例](#)

基本情報

- [組織](#)
- [予算](#)
- [報道発表](#)
- [審議会](#)
- [検討会等](#)
- [関係法令](#)
- [指針・ガイドライン等](#)
- [パンフレット・事例集](#)
- [統計・調査結果](#)
- [政策評価](#)
- [イベント等](#)
- [意見](#)

【問い合わせ】:球磨川流域治水協議会事務局

九州地方整備局 河川部 河川計画課 :092-476-3523

熊本県 球磨川流域復興局 :096-333-2607

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	支援先	詳細(HP)
流出抑制 対策等	雨水貯留浸透施設 ・各戸貯留 ・池沼及びため池 等	交付金	流域貯留浸透事業	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	地方公共団体 (都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P370参照
	雨水貯留浸透施設 (特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において同法第9条に基づく対策工事として設置したもの)	税制特例	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置 (固定資産税)	特定都市河川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設を設置した場合、対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分について固定資産税の課税1/2～5/6に軽減		https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-3.pdf
	地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設 等	交付金	新世代下水道支援事業	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照
	・雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板 等	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照
	雨水貯留浸透施設	補助金	防災・省エネまちづくり緊急促進事業	市街地再開発事業等において、防災機能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物の整備(浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること等)への支援	地方公共団体、民間事業者	https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001339249.pdf

事業の概要

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため、一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能をもつ施設の整備等を行う事業。

負担率・補助率

交付金

流域貯留浸透事業

一級河川 1/3

二級河川 1/3

事業主体

地方公共団体
(都道府県、市町村)

調整池



平常時

【事例：霧が丘調整池(横浜市)】



洪水時

校庭貯留



平常時

【事例：栄町小学校(札幌市)】

土手を整備し、貯留容量を確保



洪水時

ため池

【事例：春日池(ため池：広島県)】

洪水時の放流状況



春日池 <

水田



【出典：兵庫県ウェブサイト
(総合治水対策の取り組み実績と効果)】

浸透ます・浸透管



【出典：愛知県ウェブサイト
(雨水の貯留・浸透)】

土地利用・
住まい方
の工夫

土地利用・ 住まい方 の工夫	二線堤整備	交付金	総合流域防災事業 (洪水氾濫域減災対策事業)	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業	地方公共団体 (市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P413参照
	家屋移転	交付金				
	宅地嵩上げ	交付金	土地区画整理事業	立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm
	二線堤、浸水防止施設等	交付金	総合治水対策特定河川事業 (都市水防災対策事業)	人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川又は二級河川の想定氾濫区域であって、次の全ての要件に該当する地区で実施される一連の氾濫流制御施設を行う事業	地方公共団体(都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P48参照
	二線堤保全	税制特例	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免		https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf ※P30参照
	災害ハザードエリアからの移転	補助金	都市構造再編集支援事業	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等	地方公共団体(市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001341206.pdf
		補助金	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に不当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等	地方公共団体 (市町村)	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338498.pdf
		補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf
	立地適正化計画の作成	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき作成される計画	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf
	避難路・避難場所等の整備	交付金	都市防災総合推進事業	避難路や避難場所となる公共施設の整備や防災まちづくり計画の策定等に対する支援	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338149.pdf
	避難通路等の整備	交付金	市街地再開発事業等	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf

事業の概要

一級河川又は二級河川において河川の氾濫が生じた場合、浸水被害を防止・軽減するために、二線堤の築造等及び住宅移転の費用助成を行う事業。

※ 二線堤の築造等：河川の流水が河川外に流出することを防止するための堤防の築造や河道掘削等の河川管理者が計画的に実施すべき改良工事を除く

※ 住宅移転の費用助成：住宅が点在するような地域を輪中堤等で防御する等に一部の住宅等を移転させることで、より効率的・経済的な輪中堤等の整備が可能となる場合に限る

負担率・補助率

(総合流域防災事業)
洪水氾濫域減災対策事業

交付金

一級河川 1/3
二級河川 1/3

事業主体

地方公共団体
(市町村)

二線堤とは

- 本堤(河川堤防)背後の堤内地に築造される堤防。
- 二線堤等の盛土構造物を整備又は保全することにより、本堤が破堤して洪水が氾濫した場合における浸水範囲の抑制に有効。

二線堤の整備事例

肱川水系肱川・矢落川(愛媛県大洲市)

- ・上下流バランスの観点から暫定堤防となっている東大洲地区において、大洲市が二線堤(市道)を整備。国は、氾濫水を排水する樋門を整備。
- ・本堤と二線堤の中で約60万m³を貯留し、二線堤から市街地側への越水を遅らせることで、家屋の浸水被害を軽減。



本堤(河川堤防)

二線堤



浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

<固定資産税等の減免制度を創設>

- 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減免。

<浸水被害軽減地区の概要>

水防管理者による指定

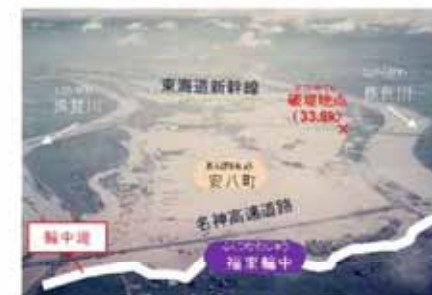
- 輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定。

形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

助言・勧告

- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。



岐阜県輪之内町(福東輪中)

洪水浸水想定区域内において、浸水の拡大の抑制を図るために、浸水被害軽減地区に指定した土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を創設する。

施策の背景

- 洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物の保全は、浸水被害軽減に有効。
- 平成29年の法改正以降、指定促進の取組を行っているが、浸水被害軽減地区に指定しようとする範囲の全ての地権者からの同意が必要であることから指定が進んでいない。
(令和元年8月末時点で指定は1箇所のみ)
- 与益者(地権者)と受益者(浸水想定区域内の住民)が異なるため、浸水被害軽減地区への指定と引き替えに与益者に対してインセンティブを与える必要。

【福東輪中 平成30年3月指定】



要望の結果

特例措置の内容

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法(第15条の6)に基づき浸水被害軽減地区として指定を受けた場合に、当該土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:2/3)

結 果

3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)の特例措置を創設する。

- 住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等に対し事業費の一部を補助
- 地域の合意形成の下、地域まるごとの集団移転を行い、地域コミュニティの維持、防災性向上を実現

【事業の要件】

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、集団移転促進事業計画を定める。

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある災害危険区域

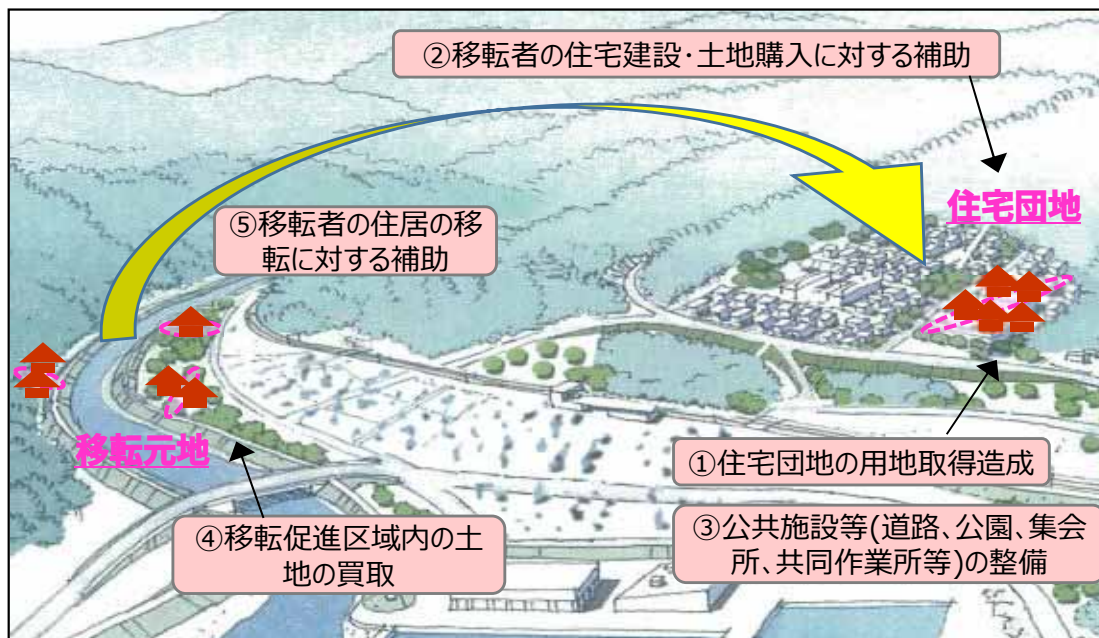
移転先（住宅団地）

10戸以上（かつ移転しようとする住居の数の半数以上）

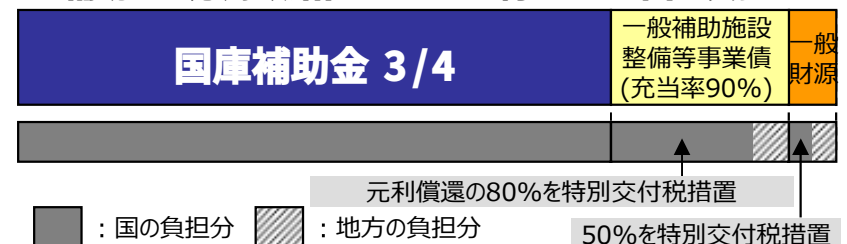
ただし、災害ハザードエリアからの移転については**5戸以上**（事前移転の促進）

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3 / 4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成に要する費用
（団地を移転者に分譲する場合は国庫補助対象外）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費
（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する経費
- ④ 移転促進区域内の土地の買取に要する経費
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る）
- ⑤ 移転者の住居の移転経費（引っ越し費用等）に対する補助に要する経費
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1 / 2）



補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
 - 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
- ※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体： 市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設等））	用地：1 / 3 工事：1 / 2 ※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1 / 3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	1 / 2
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2 / 3

○ 地区要件

施行地区

＜事業メニュー①～③＞

災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区

＜事業メニュー④＞

大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市

＜事業メニュー⑤＞

重点密集市街地

＜事業メニュー⑥＞

激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



津波避難タワー



避難センター



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園



沿道建築物の不燃化

内水対策	下水道施設(雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等)の整備、耐震化、耐水化	交付金	通常の下水道事業	公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P67参照
		交付金	下水道浸水被害軽減総合事業 (再掲)	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照
		交付金	都市水害対策共同事業	下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P77参照
		交付金	新世代下水道支援事業 (再掲)	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照
		補助金	特定地域都市浸水被害対策事業(下水道防災事業費補助)	「特定地域都市浸水被害対策計画」に基づき、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備の支援を行う事業。	地方公共団体(都道府県、市町村等)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-1.pdf
		補助金	下水道床上浸水対策事業(下水道防災事業費補助)	大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)	
		補助金	事業間連携下水道事業(下水道防災事業費補助)	河川事業と連携して実施する下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)	
		補助金	大規模雨水処理施設整備事業(下水道防災事業費補助)	雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)	
	・排水施設の活用 降雨前の排水操作、排水機場の耐水化により機場の浸水リスクを回避し湛水被害を防止	補助金	水利施設整備事業	排水施設の新設、廃止又は変更	都道府県	【予算概要】 https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R2_hoivo/attach/pdf/index-10.pdf https://www.maff.go.jp/i/g_biki/hoivo/02/07/200_0709.html

その他	ハザードマップ作成	交付金	効果促進事業	基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、ハザードマップの作成・印刷を支援するもの。	地方公共団体 (市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf
	100mm/h安心プラン	—	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	＜策定主体＞ 市町村および河川管理者、下水道管理者等	＜策定主体＞ 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/

- 社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業
(効果促進事業に係る事業費の合計額は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする)



※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

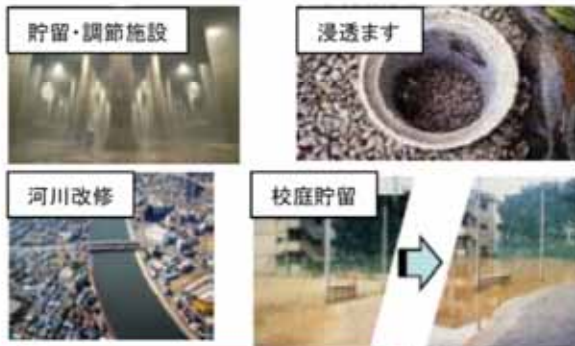
- 従来の計画降雨を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、住民が安心して暮らせるよう、関係分野の行政機関が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画を「100mm/h安心プラン」とする。
- 策定主体は市町村および河川管理者、下水道管理者等とし、水管理・国土保全局長において登録を行う。
- 登録した地域について、流域貯留浸透事業の交付要件を緩和することにより、計画的な流域治水対策の推進を図る。

●対象地域

河川事業および下水道事業が実施されている**住宅地や市街地の浸水被害の軽減**を図る地域

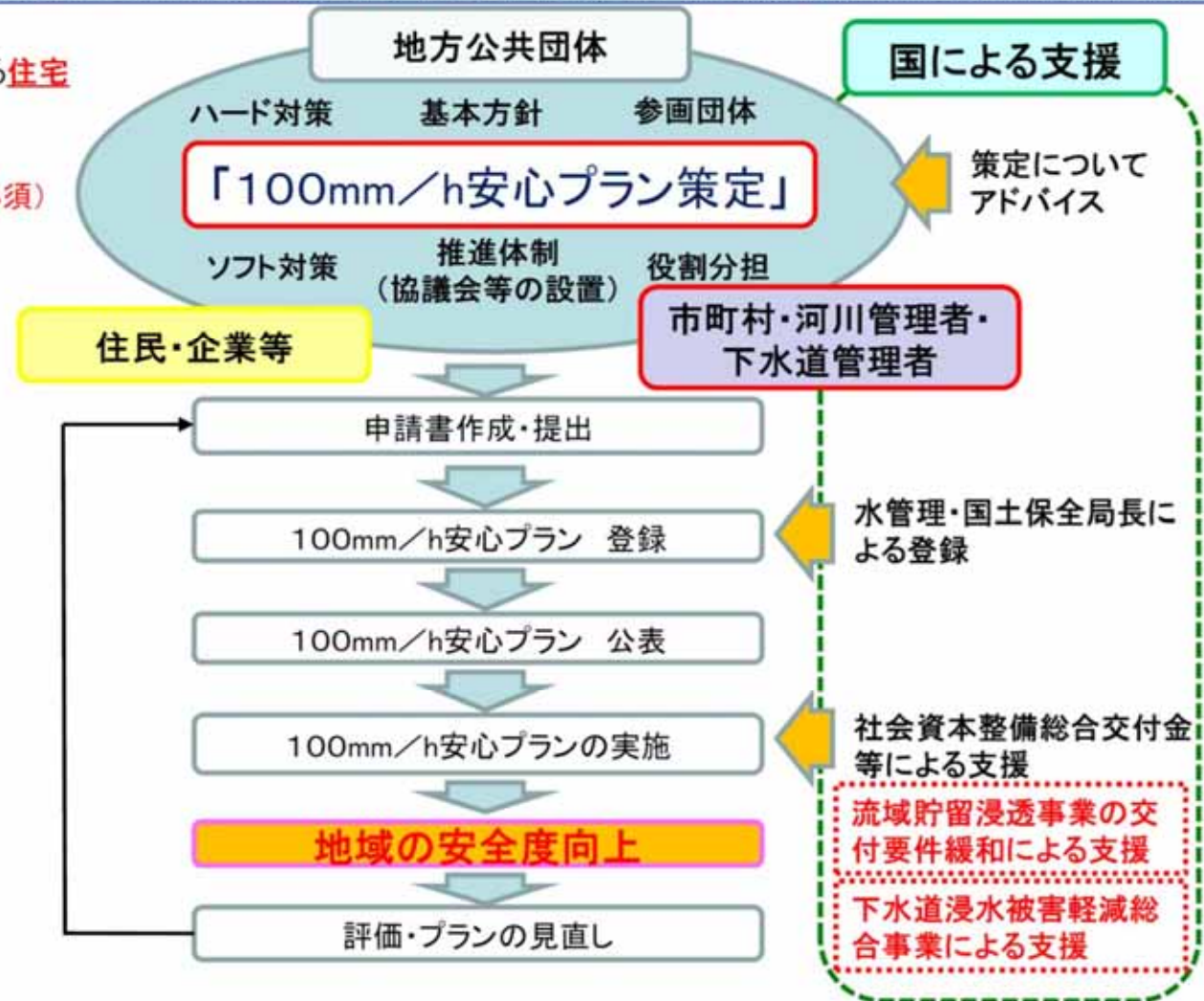
●計画策定主体

市町村および河川管理者、下水道管理者(必須)
住民(団体)、民間企業等(任意)



期待される効果

- 協議会等の設置により、関係機関が連携した強力な推進体制が確立される。
- 河川や下水道等の連携により一層の効果的な整備が可能
- 住民等の参加により、地域の防災への意識が高まる



※以下、第3回球磨川流域治水協議会 資料-5より抜粋して再掲
令和3年1月末時点

項 目	取組内容	事業名	流域治水の取組に資する内容	支援先	詳細 (HP)	問合せ先
流出抑制 対策等	・農業用ダムの洪水調節機能強化 降雨前にダムの水位を低下させ洪水調節機能を発揮、下流域の氾濫被害リスクを低減	国営かんがい排水事業※ ¹ 水利施設整備事業 国営造成施設総合水利調整管理事業※ ² 基幹水利施設管理事業 水利施設管理強化事業 ※1、※2は直轄事業	放流施設の整備や堆砂対策、ダム管理システムの整備、事前放流の効果検証及び治水協定を締結したダムについて、管理事業に係る国庫補助率の見直しによる支援	地方公共団体 (県、市町村等)	【国営かんがい排水事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R2_hojyo/attach/pdf/index-48.pdf 【水利施設整備事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R2_hojyo/attach/pdf/index-10.pdf 【国営造成施設総合水利調整管理事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R2_hojyo/attach/pdf/index-72.pdf 【基幹水利施設管理事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R2_hojyo/attach/pdf/index-27.pdf 【水利施設管理強化事業 予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R2_hojyo/attach/pdf/index-20.pdf	九州農政局 農村振興部水利整備課 096-300-6476 農村振興部設計課 096-300-6394
	・田んぼダム 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行い下流域の湛水被害リスクを低減	多面的機能支払交付金	農業農村の有する多面的機能を支える活動の中で水田の雨水貯留強化の推進を図るための田んぼダムの取組みに対して支援	農業者等で構成される活動組織	【予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R2_hojyo/attach/pdf/index-80.pdf 【制度パンフレット】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-50.pdf	九州農政局 農村振興部農地整備課 多面的機能支払推進室 096-300-6495
		農業競争力強化農地整備事業 (スマート田んぼダム実証事業)	水田の持つ雨水貯留能力の更なる活用を検討するため、まとまった面積の水田において自動給排水栓を用いた豪雨前の一斉落水、豪雨中の一斉貯留や流出制限を行い、その防災上の効果を実証	地方公共団体 (県、市町村)、土地改良区等	【予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R2_hojyo/attach/pdf/index-3.pdf	
	・農業用ため池の活用 ため池の降雨前の水位低下や洪水吐のスリット(切欠き)設置により空き容量を確保し洪水調節機能を強化	農村地域防災減災事業	洪水調節のための改修や整備に併せて行う堆砂対策、洪水調節機能を強化する洪水吐きスリットの設置	都道府県	【予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R2_hojyo/attach/pdf/index-30.pdf	九州農政局 農村振興部防災課 096-300-6519
内水対策	・排水施設の活用 降雨前の排水操作、排水機場の耐水化により機場の浸水リスクを回避し湛水被害を防止	水利施設整備事業	排水施設の新設、廃止又は変更	都道府県	【予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R2_hojyo/attach/pdf/index-10.pdf	九州農政局 農村振興部水利整備課 096-300-6476
その他	・ハザードマップ作成 地方公共団体が行う避難対策	農業用水路等長寿命化・防災減災事業	農業用ため池の避難対策としてのハザードマップ作成を支援	地方公共団体 (県、市町村等)	【予算概要】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R2_hojyo/attach/pdf/index-4.pdf	九州農政局 農村振興部防災課 096-300-6519

流域治水の取組に資する事業の概要

(令和3年度 農村振興局関係予算 概算決定概要(令和2年12月)より抜粋)

<対策のポイント>

近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、政府は既存ダムを活用した洪水調節機能の強化に取り組んでおり、農業用ダムについても、ソフト・ハードの両面から各ダムの取組を支援し、利水機能を確保しつつ洪水調節機能の強化を図ります。

<事業の内容>

- 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、農業用ダムでも令和2年度から洪水調節機能強化の取組を開始しています。
- 以下の対策を講じることにより、農業用ダム本来の利水機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、洪水調節機能強化の取組を推進します。

1 農業用ダムの施設整備

ダムの堆砂対策による貯水容量の確保や地区内の施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備、貯水位等のデータを河川管理者へ提供するためのシステム等の整備を行います。
(国営かんがい排水事業、水利施設整備事業 等)

2 農業用ダムの取組効果の検証等

農業用ダムの事前放流や時期ごとの貯水位運用に向けた水管理方法の調査・検討、事前放流の効果の検証等を行い、必要な運用の見直し等を行います。
(国営造成施設総合水利調整管理事業[新規]、水利施設整備事業 等)

3 農業用ダムの管理支援

治水協定を締結したダムについて、管理事業にかかる国庫補助率の見直し等により支援します。
(基幹水利施設管理事業、水利施設管理強化事業[新規])

<事業イメージ>

農業用ダムの施設整備



堆砂対策



貯水池法面の保護

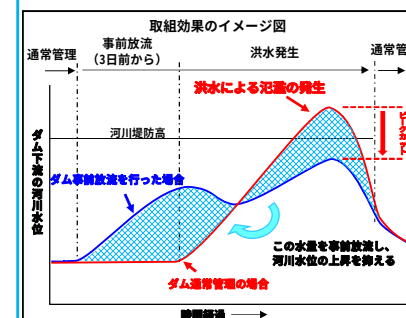


取水設備の整備



情報システム整備

農業用ダムの取組効果の検証等



取組効果を検証し、必要に応じて運用を見直し

農業用ダムの管理支援

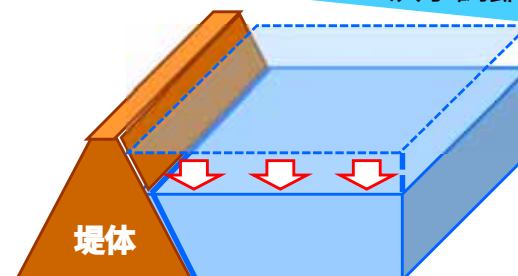


ダム放流操作


事前放流
(イメージ)

管理事業にかかる
国庫補助率の見
直し等により支援

ソフト・ハード両面から支援し
洪水調節機能を適切に発揮



堤体

事前放流や貯水位運用により、
ダムの貯水位を低下させ、洪水
調節可能容量を確保

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3592-6810)

国営かんがい排水事業＜公共＞

流域治水の取組に資する内容

【令和3年度予算概算決定額 106,187（108,274）百万円】
（令和2年度第3次補正予算額 19,080百万円）

＜対策のポイント＞

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良**を図ります。

＜事業目標＞

機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜事業の内容＞

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

1. 一般型（実施要件：受益面積3,000ha以上等）

地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用排水施設の新設または再編整備

2. 特別型（実施要件：受益面積500ha以上等）

- ・高収益作物の導入・転換に必要な畑地化・汎用化を行うための整備
- ・担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・不測の事態に対する応急対策及び施設機能の保全を行うための整備
- ・老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備

○ ダムの洪水調節機能の強化に関する治水協定を締結した地区において、ダムの堆砂対策による貯水容量の確保や、地区内の施設更新に合わせて洪水調節機能の強化に資する施設整備を行う事業メニューを特別型に創設します。

○ 一体的に行う地域防災対策において、畑受益1,000ha以上のダムにおける堆砂対策を追加します。

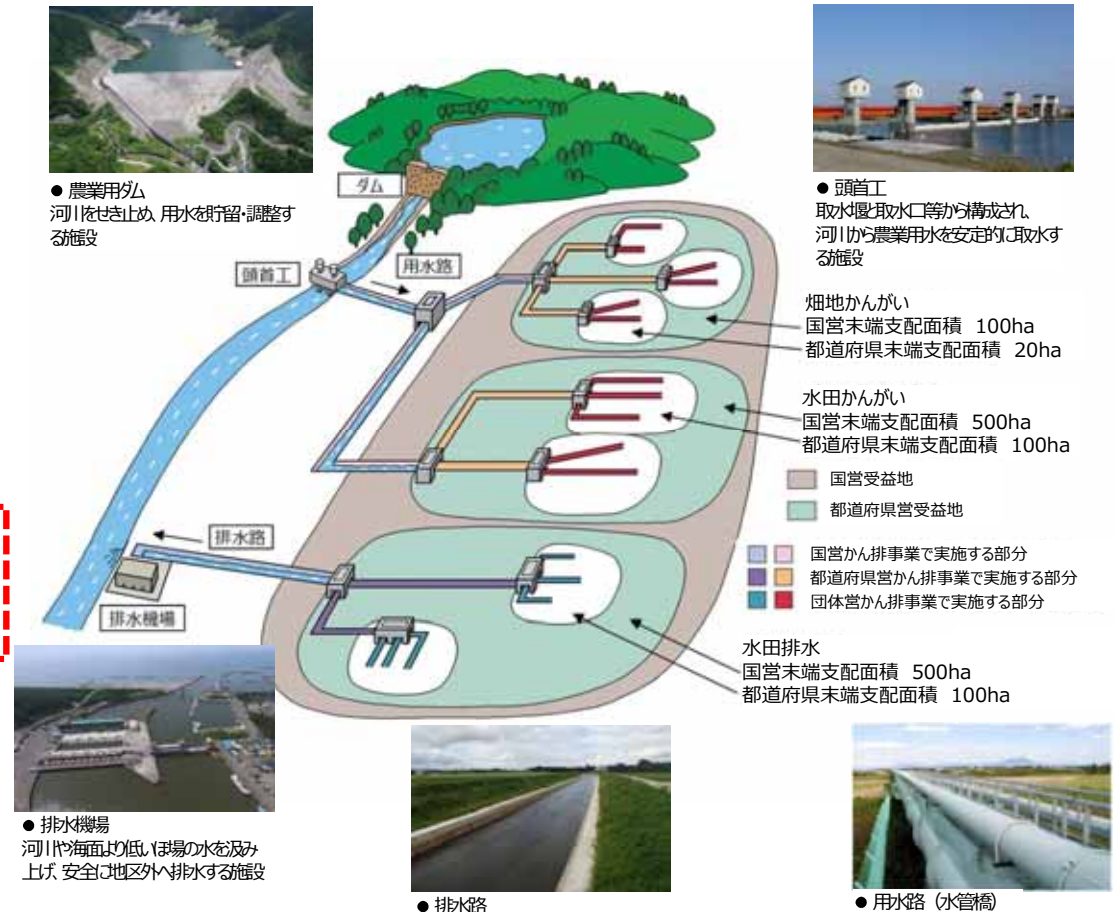
○ 管理設備等の単独整備を可能とするため、施設更新の下限事業費を2千万円に引き下げます。（R7年度まで）

※下線部は拡充内容

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 等）

＜事業イメージ＞

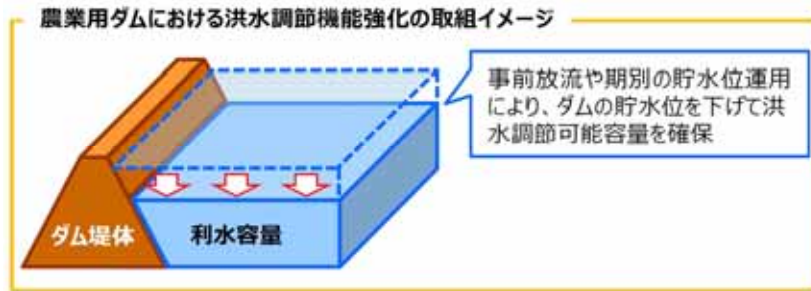


【お問い合わせ先】農村振興局水資源課（03-6744-2206）

- 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、農業用ダムでも洪水調節機能強化の取組を行う必要があるが、ダム貯水池内の堆砂や放流能力の不足等の課題が存在。
- ダムの堆砂対策による貯水容量の確保や、地区内の施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備を行うことにより、農業用ダム本来の水利機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、洪水調節機能強化の取組を推進。

現状・課題

- 令和2年5月末までに一級水系にある全ての農業用ダム265基で治水協定を締結し、今年度の出水期から運用を開始。
(二級水系のダムについても、緊要性等に応じて順次実施)



- ダム貯水池内の堆砂によりダムの貯水容量が低下。また、事前放流を行う上で、ダムの放流能力が小さい等の制約がある。



ダム貯水池内の堆砂の状況

- 事前放流で急激に水位を低下させることにより、堤体の安全性が損なわれたり、貯水池法面の地滑りが発生することが危惧。

今後の対応

- ダムの堆砂対策による貯水容量の確保や、地区内の施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備を行うことにより、農業用ダム本来の水利機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、洪水調節機能強化の取組を推進。



堆砂対策



取水設備の整備



貯水池法面の保護



調整池の整備

国費率

一般施設：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%等
基幹施設：農林水産省 70%、北海道・離島 85%、沖縄・奄美 90%等

※ 基幹施設（国費率70%等）に該当するか判定する際に、洪水調節機能の発揮を図る上で治水協定ダムと連動した操作が必要不可欠な施設については、ダムと一体のものとして取り扱う。

実施要件

(1) 受益面積 500ha以上 (2) 治水協定の締結、ダムの洪水調節可能容量の増大が図られること 等

事業実施主体
国

水利施設整備事業＜公共＞

流域治水の取組に資する内容

〔令和3年度予算概算決定額 68,045（71,628）百万円の内数〕
（令和2年度第3次補正予算 95,519百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管理の省力化を図ります。

＜事業目標＞

機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

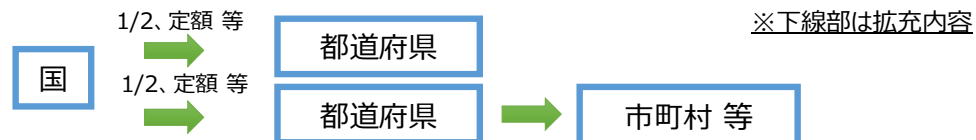
＜事業の内容＞

- 1. 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備**
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施するもの
- 2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編**
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施するもの
※施設管理者が管理事業と一体的に実施する国営造成施設の改修等
- 3. 農業用ダムの洪水調節機能の強化のための整備**
洪水調節機能の強化のために行う放流施設の整備や堆砂対策、洪水調節の運用に必要な水位計等の整備※等を実施するもの
※河川管理者への情報提供に必要な整備に限り定額（R7年度まで）
- 4. 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立**
担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施するもの
【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費 等
- 5. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備**
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施するもの
- 6. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等**
水利用調整、施設計画策定、機能保全計画策定はR7年度まで
資産評価データ整備はR4年度まで

【受益面積要件】

1の事業 受益面積200ha（畑100ha）以上、 2,3の事業 受益面積100ha（畑20ha）以上
4の事業 受益面積20ha以上 5の事業 受益面積5ha以上 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



〔お問い合わせ先〕 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

<対策のポイント>

- 近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、政府は既存ダムを活用した洪水調節機能の強化に取り組んでいます。本事業は、国営土地改良事業で造成したダムの事前放流の**取組効果の検証等を行う**ことにより、**洪水調節機能の一層の強化を図ります**。
- 国営土地改良事業で造成された施設に係る河川法第23条の流水占用の許可（以下、「水利権」という。）の**更新協議に必要な調査等**を行います。

<事業目標>

安定的な用水供給の確保

<事業の内容>

1. 洪水調節機能の強化に係る事業

現在、ダム下流域において水害発生が予想される際に**事前放流※1**や**時期ごとの貯水位運用※2**により、洪水調節のための容量を確保する取組を進めています。

本事業では、事前放流や時期ごとの貯水位運用の**取組効果の検証等を行うとともに、必要に応じて運用の見直し等を行い、農業用ダムの洪水調節機能の強化を図ります**。

- ※1 最大3日（72時間）前から、ダムの貯水位を低下させて洪水調節のための容量を確保する取組
- ※2 かんがい用水の補給を行う可能性が低い期間等に貯水位をあらかじめ低下させて、洪水調節のための容量を確保する取組

2. 水利権更新に係る事業

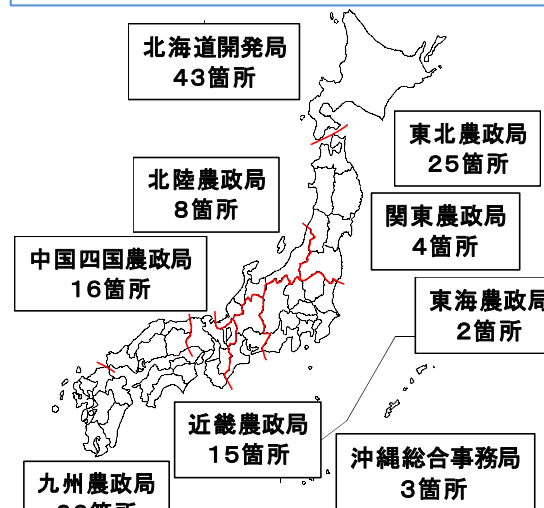
農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた水利権は296件※あります。※令和2年1月1日現在

このうち、水利権の**内容に著しい変更が生じている地区、許可期限を迎える地区**について、水利権を更新するための河川管理者との協議に必要な営農状況の調査、代掻き用水等の必要水量の調査等を行います。

<事業実施主体> 国（国費率：10/10）

<事業イメージ>

地方局別農業用ダムの数（計138カ所）



※1事前放流の状況（イメージ）



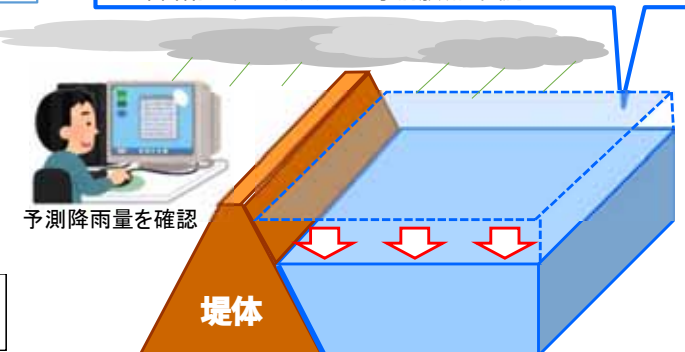
放流設備からの放流状況

※2時期ごとの貯水位運用（イメージ）

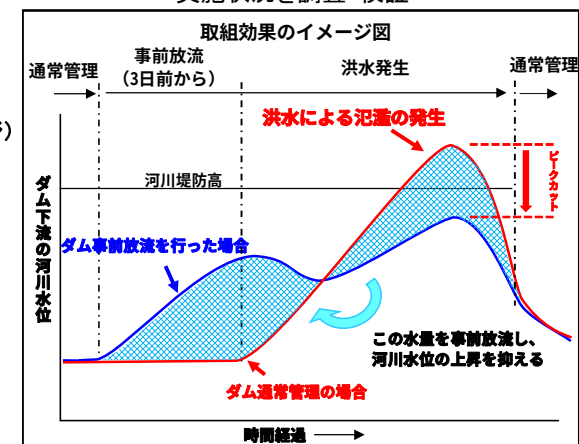


貯水位が低い状況

予測降雨量（気象庁配信）が、ダムごとに設定された基準降雨量以上であるときに事前放流を実施。



実施状況を調査・検証



〔お問い合わせ先〕 農村振興局水資源課（03-3502-3083）

＜対策のポイント＞

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

＜事業目標＞

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

＜事業の内容＞

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であって、公共・公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1. 一般型(国庫補助率:30%(治水協定ダムは1/3))

次の要件全てに該当するダム、頭首工、用水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

- ① 国により都道府県または市町村へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000(地盤沈下地帯にあつては500)ha以上、畑を受益とするものにあつては300(地盤沈下地帯にあつては100)ha以上
- ③ 非農地率がおおむね10%以上
- ④ それぞれの施設の区分ごとの規模等要件に該当するもの

2. 特別型(国庫補助率:40%又は1/3)

次の要件全てに該当するダム、頭首工、排水機場、防潮水門

- ① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha以上
- ③ 非農地率がおおむね20%以上
- ④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

※水利施設整備事業との連携

施設管理者(都道府県又は市町村)が適時・適切に国営造成施設の改修等を行うことができるよう、別途、水利施設整備事業を拡充。

＜事業イメージ＞



(ダム)



(頭首工)



(用水機場)



(排水機場)



(排水樋門)



(排水分水ゲート)

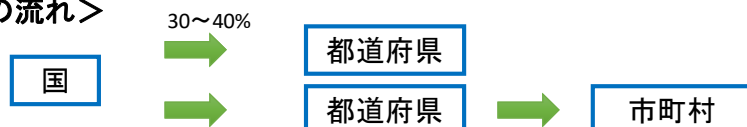


(幹線水路)



(防潮水門)

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3591-7073)

＜対策のポイント＞

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

＜事業目標＞

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜事業の内容＞

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

【対象施設】

1. 管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設
2. 洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム（1. の施設を除く）

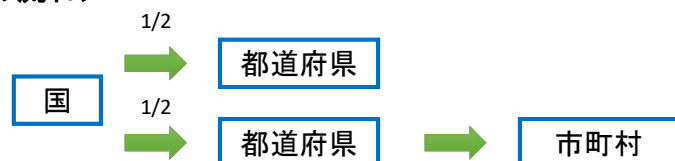
【対象経費】

1. 国営及び国営附帯県営造成施設
 - ① 防災・減災機能を有する施設※：防災・減災機能を含む多面的機能の発揮に対応した管理経費（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
 - ② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した管理経費（維持管理費の「0.6/1.6」相当）

※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けた施設及び治水協定締結ダム

2. 治水協定を締結した農業用ダム（1. の施設を除く）の洪水調節機能強化に係る以下の取組に係る経費
 - ① 河川管理者等との治水協定の締結、協定に基づく連絡体制の整備等の基礎的取組
 - ② 事前放流や時期ごとの貯水位運用といった従来の管理の範疇を超えた追加的取組

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化

集中豪雨の増加



都市化・混住化



農業構造等の変化



施設の役割に応じた支援

農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮

市街地・集落の排水



除塵機への廃棄物流入



営農の多様化による水需要の変化



日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

流域治水の取組に資する内容

22

【令和3年度予算概算決定額 48,652 (48,652) 百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

＜事業目標＞

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理」も対応可	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
農村協働力の深化 上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田 400 畑 1,000 草地 600	320 700 300
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	田 400	320
小規模集落支援 既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田 1,000 畑 600 草地 80	700 300 40

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援 広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上 200ha以上 1,000ha以上	3集落以上または1,500ha以上 3,000ha以上 15,000ha以上	4万円/年・組織 8万円/年・組織 16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

【令和3年度予算概算決定額 68,045(71,628)百万円の内数】
 (令和2年度第3次補正予算額 95,519百万円の内数)

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。

＜事業目標＞

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]
 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の増加

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。

2. 草地畜産基盤整備事業

飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要な草地の基盤整備等を支援します。

3. 農業基盤整備促進事業

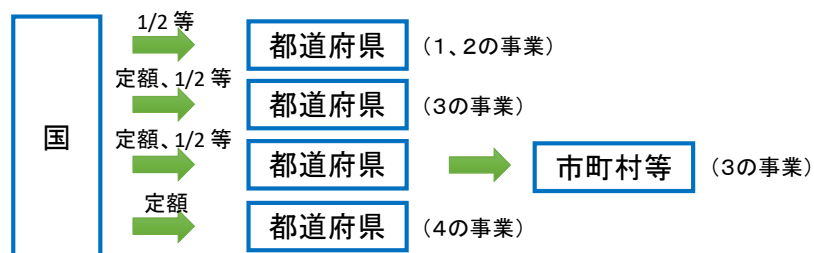
畦畔除去による区画拡大、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を支援します。

4. スマート田んぼダム実証事業

近年多発する豪雨災害に対応するため、水田の持つ雨水貯留機能を最大に発揮する「スマート田んぼダム」について実証します。

※ 下線部は、拡充内容

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業前)小規模で不整形な農地



(事業後)大区画化・整形した農地



水稲

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
 (写真は収穫中のタマネギ)

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課(03-6744-2208)

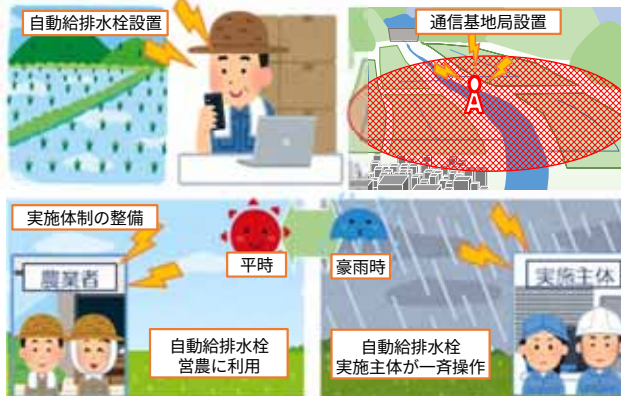
- 近年多発する豪雨災害への対策に向け、水田の持つ雨水貯留能力の更なる活用を検討する必要があることから、農業競争力強化農地整備事業に「スマート田んぼダム導入実証事業」を創設し、まとまった面積の水田において自動給排水栓を用いた豪雨前の一斉落水、豪雨中の一斉貯留や流出制限を行い、その防災上の効果を実証する。

1. 事業内容

① スマート田んぼダム現地実証調査（定額支援）

○ 実証農地へ自動給排水栓等整備

実証対象農地へ、自動給排水栓設置と遠隔操作システムを整備、田んぼダム実施のための簡易整備



○ スマート田んぼダム実施体制整備

豪雨時の一斉操作体制整備、地域の調整を支援。

② 指導・助言、横展開の検討（定額支援）

○ 現地実証調査への指導・助言

現地実証調査を行う各事業実施主体への技術指導や助言を行う

○ 横展開を図る手法の検討

現地実証調査の結果を踏まえたスマート田んぼダムの取組の効果分析と実施の手引き作成

2. 実施要件

（現地実証） 基盤整備が実施され、排水系統を同一にする一定程度のまとまりのある水田であること

（指導・助言） 水田の雨水貯留・河川流出について専門的知識を有すること

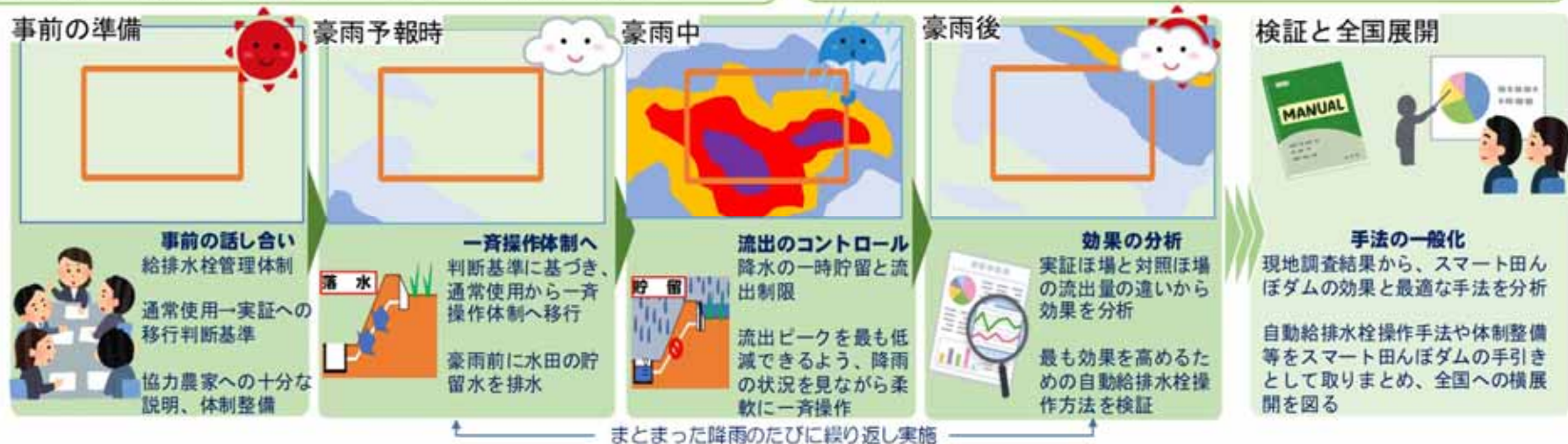
3. 実施主体

（現地実証） 都道府県、市町村、土地改良区等

（指導・助言） 公募で選定された団体

スマート田んぼダム

豪雨災害から地域を守るため、自動給排水栓による遠隔操作で、豪雨前の水田の一斉落水、豪雨中の貯留・流出抑制を行い、水田の持つ雨水貯留能力を最大限に発揮する取組である。



【令和3年度予算概算決定額 44,909 (43,842) 百万円】
 (令和2年度第3次補正予算額 44,106 百万円)

＜対策のポイント＞

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

＜政策目標＞

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

＜事業の内容＞

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定(調査計画事業)

地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域防災減災総合計画の策定等を支援します。

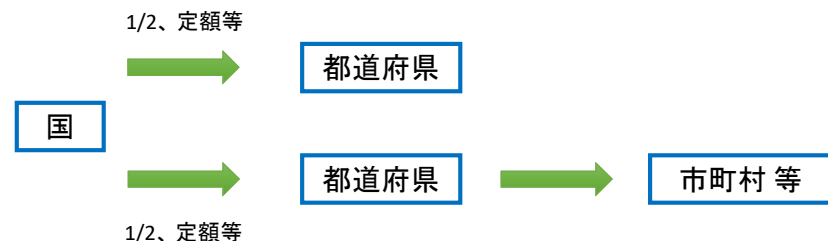
(令和7年度まで定額)

※下線部は拡充内容

2. 農業用施設等の整備(整備事業)

自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課(03-6744-2210)

防災重点農業用ため池緊急整備事業＜公共＞（新規）

【令和3年度予算概算決定額 44,909（一）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

＜事業目標＞

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

＜事業の内容＞

防災重点農業用ため池を対象として、ため池工事特措法の有効期間（令和13年3月まで）における以下の対策を支援します。

1. ハード対策（補助率：50％等）

- ① ため池の改修、附帯施設の整備等を支援します。（総事業費4千万円以上）
- ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの※」については、補助率55％で支援します。

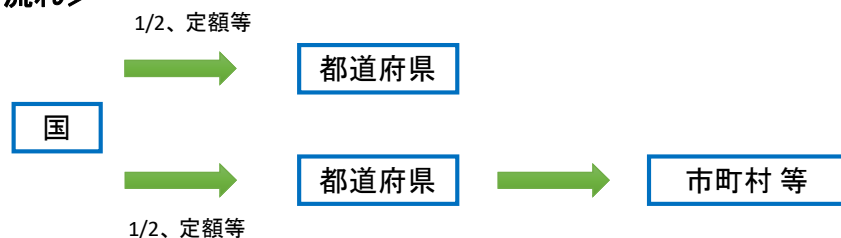
〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

- ③ ①に併せ行う堆砂対策（堆砂率がおおむね10％以上のもの、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等）を支援します。

2. ソフト対策（定額）

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等のソフト対策について支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】農村振興局防災課（03-6744-2210）

【令和3年度予算概算決定額 25,813 (25,813) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展を後押しするため、**農業水利施設の機能の安定的な発揮**に必要な**機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策**を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく実施します。

＜事業目標＞

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

＜事業の内容＞

1. きめ細やかな長寿命化対策

- ① **機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新**、分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① **災害の未然防止に必要な施設整備**、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の廃止等の防災減災を支援します。**(ため池廃止の定額助成限度額を引き上げ)**
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 浄化槽法により単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

※ **ため池工事特措法期間内は2、3のため池対策を定額支援。**

4. 施設情報整備・共有化対策

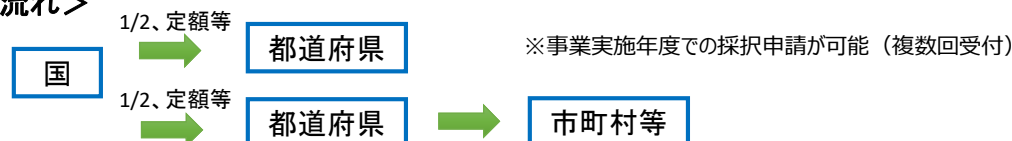
農業水利施設情報等の**地理情報システム化**を支援します。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

※下線部は拡充内容

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間3年（ため池の場合は5年以内）以内 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細やかな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策



施設情報等の地理情報システム化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】農村振興局水資源課
防災課
設計課
地域整備課

(03-3502-6246)
(03-6744-2210)
(03-6744-2201)
(03-6744-2209)